

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成25年度第18回（定例会）

署名人

委員長

開催日時 平成25年12月17日（火）

開会 午後4時00分

閉会 午後4時57分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 城間勝委員長、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、饒波正博委員、城間幹子教育長

議 事 日 程

（1のみ非公開）

- 1 （当日追加） 報告2 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）
- 2 議案第34号 那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について（文化財課）
- 3 議案第35号 那覇市文化財調査審議会への諮問について（文化財課）
- 4 報告1 第14回教育委員会の会議（平成25年10月31日開催）に配付した資料内容の一部訂正について（青少年育成課）
- 5 委員長選挙

出席職員

【生涯学習部】佐久川馨部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、當間千明主査

【学校教育部】喜瀬乗英部長、森田浩次副部長

（青少年育成課）中田光信課長

【市民文化部】石川和男副部長、

（文化財課）古塚達朗課長、吉峯なおみ主幹、知花伸幸主事、伊集守道学芸員

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

城間委員長 ただいまから平成25年度第18回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。本日追加の議事があります。報告2「教育長が臨時代理したことについて」は、個人に関する情報が含まれるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われます。その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 異議ありませんので、報告2は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

城間委員長 非公開を解きます。それでは、議案第34号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」提案をお願いします。

石川副部長 提案理由説明・資料説明

城間委員長 それではいまの説明がありましたとおり、審議委員12名のうち1名が新任、それから臨時調査委員、そこも7名のうち1名が新任ということの説明がございました。ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

饒波委員 聞き漏らしたかもしれませんが、まず審議会委員の方ですが、これは1名増ということでしょうか。

古塚課長 12番の仲村先生は、前任の田名先生の交替でございます。

城間委員長 よろしいでしょうか。他に、なければ私から。初歩的な質問で申し訳ありませんが、審議会委員と、この臨時調査委員という役割について教えて下さい。

古塚課長 文化財調査審議会の委員の方は、主に那覇市の文化財の調査、それから指定などについて関わる、あるいはまた日常の運営について意見を述べたりいたします。那覇市内の文化財全般に渡って、そのような役割を果たします。また、臨時調査委員の方は、仲先生、肥塚先生、糸数先生、この3名は伊江御殿庭園整備に伴う検討委員会の委員として、特に専門の立場から伊江御殿の庭園の整備について意見をいただくと。それから前田先生、土肥先生、坂井先生につきましては、銘苅墓跡群の整備に関しまして、特にご意見をいただく先生方、それから林先生につきましては、識名園の日常管理、それから伊江御殿庭園の整備、あるいはこれから始まります伊江御殿別邸庭園の整備に伴って芝管理の立場からご意見をいただくということでございます。

城間委員長 よくわかりました。他に。

添石委員 少し知識として教えていただきたいんですが、なぜこの先生方とか、定員等も関係してくると思うのですが、現在の文化調査対象となる施設とか場所というのは、もう既に決まっていて、だけど本当は未着手の部分もあるとか、今後、その対象すべきものが実はまだあると、そういうことがあるのかどうか、教えていただけませ

んか。

古塚課長

文化財調査審議会の先生方にいろいろとサゼッションいただくということにつきましては、現在、指定文化財は170件余りございます。その他にも新発見の文化財であるとか、あるいはこれから後程ご審議いただくのは新発見の文化財ということになるわけですが、あるいはまだ微調整というのもございますので、そういう場合には、この先生方に調査をして、その価値を定めていただくと。あるいはまた私共で日常管理している文化財につきましても、その整備のあり方、管理のあり方についてサゼッションいただくというような形でお願いしております。

添石委員

改めて確認ですけど、新発見、もしくは未着手の分野に関しても、この先生方の範囲内で、人数で行っていくということですか。

古塚課長

原則はそうなんですけれども、時として全く違う判断が必要な場合がございます。例えば、12名の先生方のうち、天然記念物に関しては新城先生お一人でございます。新城先生は、植物学、特に植物社会学のご専門でございますので、動物が出てきた場合、あるいは鉱物などが出てきた場合につきましては、また臨時調査をお願いする場合もございます。

城間委員長

他によろしいでしょうか。議案第34号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

城間委員長

全会一致です。議決確定いたしました。次、議案第35号「那覇市文化財調査審議会への諮問について」提案をお願いいたします。

石川副部長

提案理由・資料説明

城間委員長

地籍図が市の指定文化財として適当かどうかということを諮問したいということのようですけれども、資料後ろの方にあるのが地籍図でしょうか。課長、何か補足ありますか。

古塚課長

まず、断りをさせていただきます。その宮城公民館所蔵地籍図の調査報告というのが、その後ろに参考として出ておりまして、沖縄国際大学の吉浜先生のレポートがございます。この2行目、同調査には「文化課の」とありますが、「文化財課の」誤りでございます。また、文章中、高宮城村はぐし宮城村と高良村が合併して創設された村とあります。このうち「ぐし」と仮名で書いてありますが、これは文字がないために仮名で書いてございます。沖縄の国字(コクジ)、国の字と書きますが、国字としては双葉の双の下に牛を画くが当てはまります。以上でございます。この地籍図は、いわゆる租税の制度が変わるとき調査が行われて、その調査に基づいて作成されたものです。いわゆるそれまであった年貢を取り立てる制度から新しく明治政府による近代の租税制度に変わる、そのときに作成されたものです。その調査は、明治32年、1899年から2カ年をかけて行われま

して、沖縄では、この土地整理法によって土地開祖という言い方をしております。この当時の資料というのは、もうほとんど残っておりませんで、ごく僅かなものしか残っていません。ですから、沖縄県における租税制度の近代化を知る上でも大変貴重な資料であります。同時に、この当時、土地のあり方がどのように認識をされていたかということを知る上でも大変貴重な資料であります。２００６年に実は宮城の字史の編纂過程で、そう言えば開けたことのない大きな金庫があるねという話になりまして、その金庫を開けましたところ、これが出てまいりました。果たして、これがどういった価値のものかというのはよくわからないということではあったのですが、あちこちに問い合わせてみたら、新聞にも載るほど重要な発見であったということで、宮城の皆さんもこの字史が完成したのを機に、自分たちでまたその金庫を持っておくよりは、金庫は邪魔なので、むしろ処分したいということもありまして、ならば那覇市に預ける方がいいだろうということで頂戴いたしました。この度、それに加えて指定をするということで大変喜んでおられます。以上です。

城間委員長 補足していただきました。ご質問、ご意見。

喜久里委員 すごくきれいに残っているので感動しましたが、大きさというのはどのぐらいなのでしょう。

古塚課長 資料最初の第３号を見ていただきますと、一部貼り合わせてございます。この貼り合わせのラインが一番大きなラインです。これが大体Ｂ２ぐらいのサイズですので、これ全部で１メートル×１メートルぐらいの大きさ。かなり大きなものです。

喜久里委員 わかりました。これが今現在の基地にあるものですか。

古塚課長 ほとんどが基地の中に存在しております。

城間委員長 自衛隊基地。

古塚課長 そうです。

饒波委員 これは元々自治会が持っていたのを那覇市が所有していくということで、那覇市の歴史博物館所蔵ということなんですが、所有しているのが今度、文化財に指定するということで、所有していることと、文化財に指定されたことで何か変わったことがあるのか、予算が下りるとか。

古塚課長 特に変わるということはありませんが、指定をされるということによって価値が一般に認められていくということになりますので、言うならば古い一枚の紙から貴重な資料ということが一般に認められるということでございます。

饒波委員 価値が認められるということですから、容易に処分できないとか、あるいは嚴重にお金をかけて修復しなければいけないとか、そういう義務が生じてくるのですか。

古塚課長 修復に関しましては、幸い２００６年に見つかったときに資料９号の方を見て

いただくと、おわかりいただけたと思いますが、裏打ちという一部ボロボロになっていたところを、裏にもう一枚紙を当てて修復してございますので、すぐに修復するという必要はありません。ただし、収蔵に関しては、これが紙でありますので、湿度、温度の管理はきちんとしなければいけないと、こういうことでそれなりに歴史博物館の収蔵庫の中で安定した温湿度で管理をしていくということになります。

城間委員長 よろしいでしょうか。他に。

添石委員 沖縄の歴史を知るという意味でも貴重な文化財であるということを認識していますので、素晴らしいと思います。本業柄、少し気になるのは、今回こういう新しいことが出ることによって、何らかの遡って地権者とか、そういうことでの何かの影響とか、こういうことが出てきたことによって租税の部分、あと財産分けに何か影響することはあるのでしょうか。

古塚課長 実は、これは土地の所有者などもメモされています。したがって、十分にそれだけの法的な拘束力をもつ可能性はあります。ただし、これは下書きなので、赤で直されています。いわゆる調査をしながら、修復、修正をしているわけです。そして元あった租税の姿から近代の租税の姿へ変わっていくという、そういう過程を示すものなので、これそのものには、そういう法的な拘束は持たないことになっています。時効が成立します。

城間委員長 よろしいでしょうか。他に。

喜久里委員 宮城公民館というのは、ちなみにどの辺にあるのでしょうか。

古塚課長 現在は、旧部落のごく一部だけが開放されている部分にありまして、そこにあります。

饒波委員 非常に興味深いのですが、これを持っていたのが当時の副自治会長で戦争中、避難したときに、それで残ったということだったのですが、これはおそらく政府が公的に作ったもので、何か役所の中にあるような感じがするのですが、なぜ自治会長が持っていたのかなという、もしかして写しなのかなと思うのですが。

古塚課長 これは高宮城ですから、高良と、それから宮城と具志と3カ村が一緒になっている頃のもので、先程少し申し上げましたとおり赤が入っていますので、こちらの方が修正前のもの、修正したものはおそらく税務署にあったと思います。これはそのまま村に残されていたということです。

城間委員長 よろしいでしょうか。他に。それでは、質問、意見出てきませんので、議案第35号「那覇市文化財調査審議会への諮問について」は、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 全会一致です。議決確定いたしました。4番目です、報告1「第14回教育委員

会の会議（平成25年10月31日開催）に配付した資料内容の一部訂正について」説明をお願いいたします。

喜瀬部長
城間委員長

報告理由説明

いま部長からあったとおりです。訂正して報告しますということです。よろしいですね。特にございませんね。では、報告ということで終わらせていただきます。それでは議事について終わりましたが、委員長選挙というのが前々から予告されていまして、私の任期が平成26年1月4日までとなっております。来年の1月5日からの次期委員長についての選挙を行いたいと思います。総務課長から委員長選挙に関する法律及び規則について説明をお願いいたします。

伊良皆課長

私の方からご説明いたします。委員長選挙の件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条におきまして、委員長の規定がございます。教育委員会は、委員のうちから、この委員のうちなんですが、その際には教育長は除かれます。委員のうちから委員長を選挙しなければいけない。2項の方で、委員長の任期は一年とする。ただし、再選されることができるという形になってございます。さらに、那覇市教育委員会会議規則におきまして、委員長の選挙の方法を規定してございます。第2条におきまして、委員長の選挙につきましては、会議において単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とするということと、それから3項の方で委員に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができるという条項がございます。その意味では、この会議の中で単記無記名投票で行うか、あるいは推選方式で行うか、委員の方々に審議をしていただいて、どちらかの方法で委員長を選挙していただくことになります。これが委員長選挙に関する法律と規則の部分でございます。

城間委員長

いま総務課長から説明がありましたけれども、選挙の方法につきましては、那覇市教育委員会会議規則第2条の規定により単記無記名投票か、指名推選で決定することができる。どちらかの方法を取ることができるということの説明がありました。どちらの方法を取るか、まず先に決めて、その後、進めていきたいと思います。いかがでしょうか。単記無記名投票、それから指名推選、ご意見出して下さい。

城間教育長
城間委員長
城間教育長
城間委員長
城間教育長
添石委員

この指名というのは、誰が指名するのか。委員長じゃなくて。

委員でですよ。

いままで全てそれでした。

その方がよろしいかと。私が言ったら、おかしいが。どうぞどなたかご意見。

指名推選でいいと思います。

方法はぜひ推選で、みんなでここで声を合わせて決める方法を私は選択してほしいと思いますし、ぜひ任期いっぱい、城間委員長頑張ってください、私は

思います。

城間教育長

逆らうわけではありませんが、いろいろ考えて、城間委員長ともお話もしましたが、いる間に、代わってもらって、そのノウハウというか、その相談ができるという期間は3カ月間もった方がいいのではないかと考えて、私は御三人のうちからどなたかがいいかと思います。そうすれば、誰にする、どうするというのも、我々二人が抜けた中でやらなければいけないわけですね。一回でやって、先輩の後ろ姿を追う形をとってもいいのかなという話はしました。城間委員長がダメということではないんですが、もう3年もやっていただいたので。

城間委員長

教育長の適切なご意見、ぜひ尊重いただきたいなど。

城間教育長

2年、3年、2回改選で委員長をやっているから、また来年、再来年、27年に九州大会がありますよね。その辺りの準備としても、そっちの方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

添石委員

任期がまた延びるということも。ありますか。

城間委員長

これは私から言えませんね、教育長も。

喜久里委員

城間委員長の意向もあるということなので、何か寂しい気はしますが、27年の九州大会なども考えたら、お忙しいと思うのですが、添石さんにやっていただきたいのですが。

城間委員長

他によろしいでしょうか。それではいま添石委員の推選が出ましたので、添石委員をそのまま教育委員長として決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

城間委員長

全会一致です。

添石委員

有難うございました。城間委員長にまだまだやっていただいて、勉強させていたきたいという気持ちでいっぱいですが、先程、城間教育長がおっしゃっていることもわかるつもりであります。ただ、本当に自分がまだまだやれるような器を持っていませんし、できるかと心配ではありますが、皆さんの支えをいただきながら、ぜひ成長しながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

城間委員長

全会一致で決まりました。あと職務代理者は。

伊良皆課長

職務代理者につきましては、添石委員がいま現在、職務代理者でございますけれども、1月8日から新委員長という形になりますので、その時点で委員長の方から規則の方でもありますけれども、推選をするような形になるかと思います。1月8日の段階で決定していただくことになります。

城間委員長

わかりました。それでは、新しい委員長が決まりました。私の任期は4月7日まであります。私が一番長いんでしょうね、歴代の委員長の中で。委員の状況と消去法で、どうしても私がということになりましたけれども、私は教育者という一面からの視野でしたのが、新しい委員長は保護者の立場、企業の経営者、もっと広い立

場から、視野からものを見ることができますので、いま以上に事務局としっかりやっていけるのではないかなと思っています。とても安心してバトンタッチができます。大変お世話になりました。これで終わりますではなくて、4月まではよろしくお願いします。それではこれをもちまして、平成25年度第18回教育委員会会議定例会を終了します。